

議案第7号

北名古屋市市税条例等の一部改正について

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正及び地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正により、消費税増税が延期されたことに伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、法人市民税における法人税割の税率の改正の施行期日の改正並びに軽自動車税における環境性能割の創設及び種別割への改正の施行期日の改正を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 北名古屋市市税条例（平成18年北名古屋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年北名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（北名古屋市市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、北名古屋市市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「（）」、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「」を削り、同条例第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4

月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 1 条の 2 北名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6.0」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 を削る。

第 80 条の 3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第 80 条の 2 とする。

第 8 1 条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 8 1 条の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 8 1 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの

(3) 血液事業の用に供するもの

(4) 救護用の物資の運搬の用に供するもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）

は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつたときは、

った場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中 「

2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」を

「

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」に改め、

同号イ中 「

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

」を

「

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「使用者については」を「使用者にあつては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「使用者については」を「使用者にあつては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「、原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項

中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次に掲げる軽自動車等」を「次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

- (1) 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車の取得
- (2) 取得した3輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該3輪以上の軽自

動車の取得

- (3) 身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者等」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得
 - (4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下「重度身体障害者」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該3輪以上の軽自動車の取得
 - (5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得
 - (6) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる3輪以上の軽自動車の取得
 - (7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車の取得
- 2 市長は、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の

間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)」並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項及び第5項」を「第3

項及び第4項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中北名古屋市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第2条の3の規定 平成29年4月1日
附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年北名古屋市条例第30号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の北名古屋市市税条例（附則第3条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第2条の2の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条の3 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。